規 則

埼玉県ふ ぐ \mathcal{O} 取 扱 V 等に関する条例 施行 規 則 \mathcal{O} _ 部を改正する規則をここに 公

和 五. 年 十月 +七 日

埼玉 県 知 事 大 野 元 裕

埼 玉 県規則 第五 + 八 무

 \mathcal{O} 埼 一部を次 玉県ふぐ 埼玉県ふ \mathcal{O} 、の取扱 ょ ぐ うに改正する。 \mathcal{O} 取扱い い等に関する条例施行規則(平成十五年埼玉県規則第八十三号) · 等 に 関する条例施行 規則 \mathcal{O} __ 部を改正する規

 \mathcal{O} を 加え、 第 号を加 十三条中 同条中第二号を第三号とし、 える。 申 請 ようとす うる者」 の下に「(次 第一号を第二号とし、 項に お 11 て 「申請: 同条に第一号として次 者」と 11

- 譲渡による承継 \mathcal{O} 場合 営業の 譲渡が 行 わ れたことを証する書類
- 十三条に次 \mathcal{O} -- 項を 加える。
- 2 ときは 5 ない 前 項 0 申 規定による申 請者 は、 変更後の専任のふぐ 請をする場合 で あ 、処理者 0 て、 専 \mathcal{O} 免許 任 (D) 証 Š の写しを添えなけ ぐ 処 理 者に こ変更が れ あ ばな つ

第十六条に 次 \mathcal{O} ただ L 書を 加 え る。

L を提出 ただ L た 第十三条第二項 場合に 0 V ては \mathcal{O} 規定に \mathcal{O} より 限 り 変更後 でな V \mathcal{O} 専 任 \mathcal{O} Š ぐ 処 理者 \mathcal{O} 免許 証 \mathcal{O} 写

様 式第七 号 中 「相 続 $\Box \triangleright$ 棄 分割」 を 癜 渡 • 相続 $\Box \triangleright$ 牟 分割」 に Ω 胍

- S 営業 施設 符品
- 6 専任のふ ぐ処理者 F7 庥 ω 事項
- 引 を (2)

住所

(1)

氏名

牃

湘

銀箔

に 改め、 同様 式 の添付書類

- (3)免許番 山口
- 免許年月 Ш

(4)

- 3 を 4 2 を 3 $\frac{1}{\mathcal{O}}$ 次に 次 のように 加える。
- \sim 譲渡に 9-る承継の場合 逦 業の譲渡が行われた 1 \sim 14 を理

様 式第七号の 添付 書類に次 \mathcal{O} ょ う Œ 加える

S 胍 業者の地位の承継に当た , 0 専任のふ ぐ処理者に 変更があ S 4 郝 \Box 変

浬 後の専任のふ ぐ処理者の免許証の写

この 規則 は、 生活 衛生関係営 業等 \mathcal{O} 事業活 動 \mathcal{O} 継続に資する環境 \mathcal{O} 整備 を 义 る

1

から施行する。 ための旅館業法等の一部を改正する法律(令和五年法律第五十二号)の施行の日

2 この規則による改正前の埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則に定める

様式による用紙は、当分の間、 所要の調整をして使用することができる。